（別紙）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

通し番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方
1	提案1. 施行期日における移行期間(経過措置)の設定および事前周知の徹底 （1）新様式への移行に伴う「経過措置期間(例えば施行後3か月間程度)」の明記 公布日(令和8年9月17日予定)から施行日(令和8年9月18日予定)までの準備期間が1日しか設定されていないため、事業者が新様式(不可欠役務の記載やサイバー対策体制の明記)に対応した計画書を作成・改定するための実質的な猶予がありません。 つきましては、省令の附則において「施行後一定期間(例:3か月間)は、従前の様式による申請も可能とし、補正等で対応できる」旨の経過措置を設けることを提案します。 （2）施策ガイドライン(取組方針・記載例)の早期公表・事前周知 施行に先立ち、「供給不可欠役務の具体例」や「サイバーインシデント報告体制の記載要領」に関するガイドライン案またはQ&Aを、可能な限り早期に公表いただくよう提	（1）新様式への移行に伴う「経過措置期間(例えば施行後3か月間程度)」の明記 本省令改正につきましては、第221回国会において成立した「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」において整備された内容や、「船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」において定める内容の追加に留まるものであるため、長期的な準備期間を設けるには及ばないものと考えております。 （2）施策ガイドライン(取組方針・記載例)の早期公表・事前周知 「供給不可欠役務の具体例」につきましては、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）」により特定

	案します。	重要物資として指定されたものについて、主務大臣が当該特定重要物資の安定供給確保を図る上での具体的な方策として、特定の物資の供給に不可欠であり、かつ、専ら当該物資のために用いられる役務に関する取組を、取組方針において定めることとされています。 「サイバーインシデント報告体制の記載要領」につきましては、供給確保計画の申請を予定している事業者に対し、記載例を配布することを検討しております。
	提案 2. サイバーインシデント報告制度の運用基準の明確化と受付窓口の一元化 （1）「サイバー攻撃を受けたおそれ」の具体例および報告ラインの事前ガイドライン化 「サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合」の判断基準が曖昧であると、事業者現場での判断に迷いが生じ、過剰な軽微事象の報告や逆に重要な報告の漏れが発生する懸念があります。「どのような事象(例:ランサムウェア感染、重要情報の流出懸念、基幹システムの長時間の停止等)が報告対象となるか」について、取組方針や Q&A 等で具体的な例示を行ってください。 （2）報告窓口の一元化および既存報告制度との連携 内閣官房国家サイバー統括室等への直接報告や、他省庁への報告義務が存在する場合に、二重の報告負担が生じないよう、統一様式の活用やワンストップでの情報共有体制	（1）「サイバー攻撃を受けたおそれ」の具体例および報告ラインの事前ガイドライン化 本報告はサイバー対処能力強化法において、基幹インフラ事業者に対して義務づけられている報告を、認定供給確保事業者に対しても報告を求める趣旨の制度であるため、報告対象となる事例は基本的に同法と同様となると考えております。 （2）報告窓口の一元化および既存報告制度との連携 本省令改正と同時に改正している「船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」において、サイバー攻撃を受けた等の場合の対応として、「サイバー攻撃を受けた、又

	(国土交通省への報告をもって他機関への報告とみなす、またはその逆)を運用上整理していただくことを提案します。	は受けたおそれがある場合、速やかに、国土交通省を通じて内閣官房国家サイバー統括室にサイバーインシデントの報告を行うこと」と定めることとしており、ご提案に即した体制を構築する予定です。
	提案 3. 関係者協力申出(法第 11 条の 2)と支障報告(省令第 11 条)の様式統合・情報集約 （１）「協力の求めの申出書(様式第 12 の 2)」への支障状況・発生要因等の記載欄の組み込み 改正案では、法第 11 条の 2 第 1 項に基づく「協力の求めの申出」を行った場合、省令第 11 条に基づく「支障報告」を不要(適用除外)としています。事業者の手続重複を避ける配慮として評価できますが、行政側が支障の具体的背景や実態を把握しにくくなるリスクがあります。 そこで、様式第 12 の 2 の中に、「支障が生じた具体的な事由」「供給への影響範囲」「自社で実施した対応策」など、従来の支障報告で求めるべき要素を統合して記載できるよう、申出書の記載項目を設計することを提案します。	（１）「協力の求めの申出書(様式第 12 の２)」への支障状況・発生要因等の記載欄の組み込み 今般の改正で新設する「協力の求めの申出書(様式第 12 の２)」において「認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるに至った事由」及び「（国土交通大臣に求める）措置の内容」の記載を求めることとしております。本記載によって、支障の具体的背景や実態等を把握できると考えております。

	提案 4. 「供給不可欠役務」の記載範囲の明確化と事業者秘密保護への配慮 （1） 記載すべき「不可欠役務」の深さ・範囲を示すチェックリストまたは記載例の提示 サプライチェーンにおける役務(物流、IT 保守、設備メンテナンス等)は広範にわたるため、事業者が過剰な書面作成負担を負わないよう、「どの範囲まで記載すべきか(例:一次委託先までで足るのか等)」に関する基本的な考え方とチェックシート風の記載例を提示してください。	（1）記載すべき「不可欠役務」の深さ・範囲を示すチェックリストまたは記載例の提示 提案１．でお示ししたとおり、供給不可欠役務につきましては、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）」により特定重要物資として指定されたものについて、主務大臣が当該特定重要物資の安定供給確保を図る上での具体的な方策として、特定の物資の供給に不可欠であり、かつ、専ら当該物資のために用いられる役務に関する取組を取組方針において定めることとされています。供給確保計画に記載いただく「供給不可欠役務」については、当該取組方針にて定められた範囲で記載していただくこととしております。したがって、ご指摘のような「基本的な考え方とチェックシート風の記載例」の作成には及ばないものと考えております。
	（2）ノウハウ・商業機密・セキュリティ情報の保護方針の明確化 役務の委託先やシステム構成等の情報は、高度な営業秘密やセキュリティ上の脆弱性に直結する場合があります。申請書および定期報告書に記載された不可欠役務情報について、非公開扱いの徹底や情報管理体制の遵守を運用方針として明確に打ち出してください。	（2） ノウハウ・商業機密・セキュリティ情報の保護方針の明確化 ご指摘のような情報の重要性については承知をしております。改正前の省令に基づき提出された供給確保計画や実施状況報告書に記載されている情報については、原則非公開とし、公開する際には事業者の承諾を得てから公開するものとしており、今後も同様の取扱いをする予定です。

2	今回の「国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部改正案」は、安全保障上重要な物資の供給を途切れさせないための制度の見直しですが、制度の効果を客観的に確認するための成果目標やKPI（成果指標）が示されていない点が気になります。 供給確保計画は、災害・国際情勢の変化・物流障害などによる供給途絶リスクを減らすための制度であり、成果が数値で測定できる性質の政策です。しかし、現行制度では「供給途絶リスクがどれだけ減ったか」「企業の計画がどれだけ有効に機能したか」を示す指標が体系的に整理されていません。安全保障に関わる制度である以上、効果検証の透明性が不可欠であり、EBPM（証拠に基づく政策立案）や行政事業レビューの観点からも、成果目標とKPIの設定は必須だと考えます。 例えば、以下のようなKPIが考えられます。 ・重要物資の供給途絶件数 ・供給遅延の発生件数 ・災害・国際情勢変動時の供給維持率 ・供給確保計画の達成率（計画どおりに実施できた割合） ・代替調達ルートの確保率 ・在庫備蓄の達成率	本省令は、供給確保計画を認定する際の詳細な手続き等、経済安全施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律において、特定重要物資に係る主務大臣の定める事項として省令委任された内容を定めるものとなっております。 成果目標や成果指標については、取組方針、行政事業レビューシート及び基金シートで設定をしております。

	・計画認定までの平均審査期間 ・提出書類の不備率 ・供給障害発生時の復旧時間 ・企業の遵守状況（報告遅延・不備件数） これらのいずれか、またはより適切な「客観的な成果目標とKPI」を必ず設定し、制度の効果を継続的に検証できるようにしていただきたいです。 あわせて、これらのKPIを算出するためのデータについては、以下の方法が適切だと考えます。 ・企業が、供給量、在庫量、代替調達ルートの確保状況、供給障害の発生件数、計画の達成状況を継続的に報告する ・国土交通省が、企業から提出された計画・実績データを集計し、供給途絶リスクの全国的な分析や審査期間の統計を整理する ・関連業界団体が、市場全体の供給量、供給障害データ、供給網の多重化状況を収集する これらのデータを体系的に収集することで、制度の効果を客観的に評価できるようになります。 また、この案件には成果目標もKPIも示されていないため、以下の点を明確にしていただきたいです。	

	「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているEBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。」 安全保障上重要な物資の供給確保は国民生活に直結するため、成果目標とKPIの明示をお願い申し上げます。	
3	### 1. 様式改正は紙の無駄であり、オンライン報告を原則とし、「何もなければ無し」の報告のみで足りる仕組みにすべき（地方行政・事業者の事務負担軽減を強く希望） 今回の省令案では、様式第1（供給確保計画の認定申請書）に不可欠役務に係る内容やサイバー攻撃を受けた場合等の対応に関する記載事項を追加し、様式第13（定期の報告）にも同様の内容を加えるなど、複数の様式改正が行われます。また、新たな「関係者に対する協力の求めの申出書」（様式第12の2）も設けられます。 これらの様式改正は、紙ベースの申請・報告を前提としたままでは、印刷・郵送・保管・確認といった物理的なコス	１及び３については、各種様式については、紙ベースでの提出を必須とはしておらず、データでの提出も認めているところです。 ２については、様式第13においては取組の支援措置の内容や目標の達成状況等の報告を求めるものであり、サイバー攻撃についてもサイバー攻撃を受けた場合、又は受けたおそれがある場合に報告を求めるものであるため、「取組の実施状況に特段の支障や変更がない場合」に報告を求める仕組みはございません。

	トを新たに発生させ、紙の無駄に直結します。認定供給確保事業者（主に船舶部品関連など、日本の重要産業を支える事業者）に対する定期報告義務の拡充は、事業者の事務負担を確実に増やします。結果として、日本企業のコスト増が製品価格や納期に影響し、最終的に国民負担（税・物価）を押し上げる恐れがあります。 減税派の立場から、行政コストの増大は許容できません。報告は原則オンライン（e-G OB 専用ポータル等）に限定し、紙提出は例外的な場合のみ認めてください。また、「取組の実施状況に特段の支障や変更がない場合」は、詳細な記載を求めず「特記事項なし（無し）」と簡潔に報告するだけで足りる仕組みにしてください。これにより、事業者の事務負担を最小限に抑え、地方自治体が関連で間接的に関与する場合（例：地域産業振興や関連許認可）の負担も軽減できます。 国は「デジタル化推進」を掲げながら、様式改正で紙依存を温存する矛盾を解消すべきです。オンライン完結と「無し報告」の導入こそが、真の効率化とコスト削減につながります。 ### 2. その他の問題点 - 官僚的報告義務の肥大化が日本企業の競争力を削ぐ	

	経済安全保障は重要ですが、報告様式の複雑化・記載事項の増加は、特に中小の日本企業にとって重い負担です。サイバーインシデント報告の強化自体は必要ですが、過度な詳細記載や重複報告を避け、既存のサイバーセキュリティ関連制度と整合性を取った最小限のものとすべきです。負担増は日本企業の体力を削り、結果として供給網の脆弱化や雇用減を招き、日本人ファーストの理念に反します。 - 削減効果の不透明さと減税への未連動 様式追加や新設により国・事業者双方に発生する事務コスト（人件費・システム改修・印刷など）が、どの程度「安全保障の実効性向上」で相殺されるのか、定量的な検証が示されていません。行政コストが増えれば、結局は税金で賄われ、減税の余地を狭めます。改正後の運用では、報告の簡素化によるコスト削減額を公表し、その分を明確に歳出削減・減税に充てる仕組みを検討してください。 - 国による過度な介入と現場裁量の軽視 不可欠役務の追加や協力申出制度の新設は、中央が事業者の取組に細かく口を出す方向を強めます。現場を最もよく知る日本の事業者に、必要最小限の情報開示で自律的に対応させる方が、迅速かつ実効的です。地方行政や地域企業が関わる場面でも、国主導の画一的様式押しつけは避けるべきです。 以上の理由から、様式改正にあたっては、 1. オンライン報告を原則化	

	2.「何もなければ無し」の簡潔報告を認める 3.紙依存を排除し、事務負担を最大限軽減する ことを強く求めます。経済安全保障の目的を達成しつつ、日本企業・国民の負担を増やさない運用を実現してください。	
4	本省令案は、特定重要物資（船舶関連部品等）の供給確保計画に不可欠役務を追加し、サイバー攻撃時の報告強化、関係者への協力申出様式の新設などを行うものです。経済安全保障の観点から供給網の強化自体は必要ですが、以下の点を強く要望します。 **強く求めます。** 1. **関係者から外人を排除すること** 供給確保計画の認定事業者、協力を求める「関係者」、計画実施に関与するすべての者から外国人および帰化人を排除してください。重要物資の安定供給は日本人の安全保障そのものであり、外国人の関与は情報漏洩・影響力行使のリスクを高めます。日本人ファーストの原則に基づき、日本人のみで構成される体制を義務付けてください。 2. **外国製品と部品を使わないこと** 供給確保計画において、外国製品・部品（特に中国製	いただいた御意見につきましては、関係省庁と共有し、今後の参考にさせていただきます。

	をはじめとするリスクの高い国の製品）の使用を禁止し、国産または信頼できる同盟国製品に限定することを明記してください。外国依存を残したままでは供給途絶リスクを根本的に解消できません。国内生産を最優先し、日本人企業による完全国産化を推進すべきです。	
5	本省令案の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および「経済安全保障」や「供給確保」という聞こえの良い大義名目を掲げながら、実態としては特定の大手事業者や資本の権益維持・補助金投入の枠組みを拡大・形骸化させている行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、安全保障や供給網の強化を名目にして、特定の企業や産業にのみ手厚い支援や計画認定を与える一方で、そのコストやしわ寄せを物価高と生活苦に喘ぐ一般の労働者・生活者に押し付ける構造に対する強い批判です。国家や経済の安全保障を口実にしながら、現場の生活実態を無視した形式的な計画認定や管理ルールの改定を繰り返すやり方は、まさに実効性の乏しい「いたちごっこ」の行政運用の極みであり、格差社会の分断と不条理をさらに加速させるものであって断じて容認できません。 第二に、行政や国土交通省が真に注力すべきは、特定資本	いただいた御意見につきましては、関係省庁と共有し、今後の参考にさせていただきます。

	の利益を優先するための形骸化した認定制度や手続きの肥大化ではありません。真の国の安全保障および経済の根幹とは、格差の拡大によって日々疲弊している勤労者や生活者の生活防衛であり、誰もが過度な負担なく安心して暮らし続けられる公正で開かれた社会経済基盤の維持です。金儲けや管理・利益偏重の社会構造を改め、国民生活全体の公平性と納得感を担保する抜本的な政策運営へと直ちに舵を切ることを強く求めます。	